

事務連絡
令和6年9月30日

都道府県薬務主管課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」
及び「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」について

後発医薬品に係る取組につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

後発医薬品の使用に係る数値目標については、令和6年3月14日開催の社会保障審議会（医療保険部会）において、令和6年度からの新目標が決定されたところです。一方で、後発医薬品産業が、未だ品質や安定供給の観点から脆弱性を抱えていることが明らかとなっている状況です。こうした状況を踏まえ、今般、現下の後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への対応を基本としつつ、後発医薬品を適切に使用していくための取組を整理するため、平成25年に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を改訂し、「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を別添1のとおり策定しました。

また、新目標においてバイオ後続品の数値目標が新たに副次目標の1つとして設定されたことを踏まえ、ロードマップの別添として、「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」（以下「取組方針」という。）を別添2のとおり策定しました。

各都道府県においては、ロードマップ及び取組方針に基づいた取組を進めていただくようお願いします。